

令和4年

# 議会運営委員会記録

令和4年9月21日

和光市議会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和4年9月21日（水曜日）  
午後 4時04分 開会 午後 4時59分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

### ◇出席委員

委 員 長	待 鳥 美 光 議員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員
委 員	鳥 飼 雅 司 議員	委 員	内 山 恵 子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

### ◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	伊 藤 英 雄
企画部次長兼 秘書広報課長	茂 呂 あかね	総務人権課長	渡 部 剛
職員課副主幹	安 井 和 男		

### ◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	中 村 智 子		

◇本日の会議に付した案件  
追加議案について

午後 4時04分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 本日は、会期中にもかかわらず議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。ございます。

9月27日に提出する議案につきましては、議案第66号、令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号）の追加議案1件となります。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○待鳥美光委員長 市長は公務のため、ここで退席いたします。

休憩します。（午後 4時05分 休憩）

再開します。（午後 4時06分 再開）

本日の案件は、追加議案についてです。

資料を確認します。本日の資料はお手元に配布してありますとおりです。

令和4年9月27日付で上程される予定の議案として、市長から、議案第66号、令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号）についてが提出されました。

提出議案の説明を願います。

伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 それでは、本会議に提出する追加議案について説明いたします。

議案第66号、令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号）です。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ320万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ319億8,810万円とするものです。

当該補正予算につきましては、分限休職処分無効確認等請求事件について、原判決が確定したことに伴う賠償金320万円を計上しております。

なお、歳入につきましては、財政調整基金からの繰入れをもって措置しております。

○待鳥美光委員長 以上で、提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午後 4時07分 休憩）

再開します。（午後 4時11分 再開）

議案第66号については、9月27日火曜日、第27日の閉会日の議事日程に追加し、議案に対す

る討論、採決の次に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略し、質疑、討論については、通告を取らずに行い、採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではそのように決定いたしました。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 私の方から一点、皆さんにお諮りさせていただきたいと思います。

7月8日付の議会運営委員会記録について、こちらで精査した上で、記録を作成したわけですが、その内容について、私の方にいろいろと問合せ等がございましたので、事務局から、この件について説明をさせていただきたいと思います。

○待鳥美光委員長 松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 7月8日の委員会記録の作成に当たりましては、議運の当日に委員長からも発言があったとおり、プライバシーの侵害の可能性がある部分については、精査をさせていただくということと、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願いますということで、確認をとったところでございます。

内容を確認したところ、議員、それと職員のプライバシー、特に個人的なものに関する部分が多かったということがありますので、事務局と委員長とで調整し、伏せ字にしたということです。最終的には、通常の事務の流れと同様に、事務局長が決裁をして公開に至っています。

なお、今回伏せ字の部分が多かったということにつきましては、非公開部分が氏名や単語だと短いのですが、文章をある程度伏せ字にしたことから、伏せ字の部分が多くなっています。また、前後の文章のつながりを配慮し、今のような形になっていますので、御了承願います。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 確認したいのですが、今、事務局長の説明の中では、伏せ字にしたという表現がありましたけれども、正式な会議録ではないということですよ。

○待鳥美光委員長 松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 伏せ字で「・・・」という形になっています。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 今公開されている記録が正式なものなのか、そうではないのか質問をしているのですが。

○待鳥美光委員長 松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 正式なものになります。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 そうだとすると大問題がありまして、今、公開されている資料が正式な記録ということであれば、実際に話されたことが、正確に記録になっていない状態であるということが事実としてあります。

その前提として、委員長に一任されているという表現もありましたけれども、精査をするこ

とに対しての一任はあったかもしれませんが、一委員が発言したことを、その本人の承諾も意見を聞かれることもなくそれが取り消されるということは、委員長権限で一任されている範疇には入らないし、そういうことは、本会議における議長ですらできないことであるのに、それを委員長が独断でやったということが、形式上はそうなっているということが問題なのです。なので最初に確認したのですけれども。

伏せ字にするということであれば、正確な記録を黒塗りにして、この部分はプライバシー上配慮してますというふうにしているのだったら良かったけれども、正式な記録が正しく作られていない。

実際、形式上そうなっているのですけれども、正式な記録が作られずに、誤った記録が作られている。場合によっては刑事告訴される改ざんに当たるものだと重く捉えております。

○待鳥美光委員長 松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 記録の作成に当たっては、2つ種類がありまして、一つは、例えば議運の関係だと、委員長と調整して、事務局長の決裁であげるものが一点。

○待鳥美光委員長 遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 もう一点、例えば本会議とか委員会、例えば常任委員会は、事業者が粗稿を作成して、皆さんに見ていただいて、その上で処理をする。ある意味皆さんの目に触れてやるものと2種類のやり方がある。今回のものについては、委員長と事務局の中で精査をしてやっていくやり方で行っています。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 私が言っているのは、本人の意見を聞いた上で、ここは問題だから伏せましょうねとか、取り消しましょうとか削除しましょうというのは、これまでも私の委員長経験の中で何度もありました。だけれども、議員本人がしゃべっていることに対して、本人の了解も得ないですぐに削除するというのは今までの慣例でもないと思いますし、私もやってこなかった。

今回のような、極めて乱暴なやり方を初めて見たので、私としては大問題だと思って、今、問題提起をしています。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 話を聞いて一連の流れはわかったのですが、先ほど副議長が言っていました、本来であれば原文をそのまま残した上で、プライバシーに関わる問題を「・・・」ではなくて黒塗りにするのが通常じゃないかと思っていて、その「・・・」になっている部分が全くわからないですし、後々、その部分がどうだったのか精査できなくなってしまう。

もしもプライバシーに配慮するのであれば、ちゃんとした文書を残した上で黒塗りにするのが通常ではないかと思うのですが、その辺の判断も、委員長と事務局でやったというので、そのやり取りがどうだったのか、理解ができないのですけれども。

○待鳥美光委員長 私が判断したところの説明をいたします。

当日は、非常にセンシティブな、個人のプライバシーに触れる話であったと思います。それで、議運のやり取りの中で、皆さん当然プライバシーを流してはいけないと分かっておられるので、プライバシーに触れる可能性がある発言をされる場合は、結構休憩を多く取りながら、その中で発言をしていただきながら進めていたという現実があります。

通常でしたら、記録及び公開資料は委員長に一任にしてくださいということを言うわけですが、それに加えて、特にそういう場であったので、プライバシーに関わることについては、特にこちらで精査をさせていただきますということを申し上げていましたし、それから、皆さんもプライバシーに関わることをわざと発言したわけではなくて、休憩の中で配慮しながら発言している中で、たまたま休憩ではない場でもそれが出てしまった部分があったということだと解釈しておりましたので、事務局と相談をしながら精査をいたしました。

部分的に黒塗りというのも非常に難しかったので、私の判断として、ここは出せないと思うところについて伏せ字にするという選択は事務局でしていただきましたけれども、このような形になりました。

それから、プライバシーに関わることなのだという注記した方が良いということで、他市の例をお示ししながらお願いをしてあります。

○待鳥美光委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 当時の話を思い出すと、たしかプライバシーに関わるような質問をした場合には、理事者側がプライバシーに関わる可能性があるということで答えなかったと思います。私が記憶している限りではそういうことなので、ああいう形で残すと一般の人が見た場合におかしいかと、かえって疑われてしまうのではないかと思うから、その質問について、プライバシーに関わるということで、名前がもし出ているのだったらそこを黒塗りにして出して、あと、理事者側の回答として、恐らくプライバシーなので答えられないという答弁だったと思うのだけれど、それが残るだけだから、そのまま議事を消したほうが良いのではないかと思います。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午後 4時24分 休憩）

再開します。（午後 4時39分 再開）

松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 先ほど安保議員から、正式な記録かという質問がありましたが、私としては公開用のものが正式なものだと認識したので、公開用のものとしては正式だということになります。それともう一点、正式なものとして原本が一部、委員長が署名しているものがあるということです。

どちらにしても正式なものが二つあるという形です。ホームページ上のものについては事務局長の決裁で公開しています。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 もう一度確認しますが、公開用の記録と委員長が署名した記録というのは内容が違うものだという事によろしいのですか。

○待鳥美光委員長 松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 内容については違います。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 それであれば、今回どういう認識だったかという話はあるのかもしれませんが、少なくとも、これまでの和光市議会のやり方という観点から見たときに「・・・」になっているのは、発言の取消し、もしくは正式に記録に残る形で取消しがあった場合という形でやってきた経緯があると思うので、それが今回同じような形式で、発言者本人の意見を聞くことなくこうなったことに関しては、市民が見たときに誤解を与えることだと思いますので、その点についてはどのようにするのか委員長の見解を伺います。

○待鳥美光委員長 私の認識としては、先ほどから言っていることを繰り返すしかないのですが、改めて、公開資料と記録は委員長に一任してくださいということは毎回言っているのですね。それに加えて、本日は特にプライバシーに関しては精査させていただきますということを言いましたので、それで、特定の方の発言だけを精査したのではなくて、総務部長、それから複数の議員の発言に対して、そういう形でここは出せないと事務局に伝えました。

ですので、今後は御本人にコンタクトをきちんと取ってとは思いますが、手続違反であると言われることではないと思っています。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 我々議員にとって一番大事なことは市民目線だと思っているのですが、市民が誤解して、実際これだけ問題になっているということを重く受け止めた方が良く思っていて、そういうつもりではなかったという話ではないと思うのです。

何が言いたいかというと、今回の記録を、これまでの和光市議会の慣例から見たときにその「・・・」とされた個人は、不適切発言をしたから取り消されたとしか見えないということで、それを問題にした市民からの問合せがあったのは事実です。だから、そういうつもりでなかったということではなくて、それであれば、こうすべきだったから今のやり方は正しくはなかったと一旦認めた上で、その部分はしっかり説明していただいて、それから今後どうするかというお話をしていただきたいので、手続違反とは思っていませんと開き直るのは私は違うと思います。

○待鳥美光委員長 今説明したつもりなんですけれども、まず、市民目線でということは、市民に全てが見える形でということとは違うと思うのですね。今回に関して言えば、記録で全ての方が見られる状況に、やはり出せないという判断が私にはありましたので、そのようなことを事務局に伝えて、相談してやったということ。

市民目線というのであれば、今の職員のSNS投稿について、執行部にもいろいろと意見を言っているわけなんですけれども、議員としてのSNS投稿のリテラシーというのも守られていないといけないことであると思いますし、名指しで手続違反である、議員の言論の封殺であるということを書かれること自体がどうなのかなと。

今日の席で御説明に納得がいかないということであればそれは仕方ないですけども。一方的な形であるような形で書く、それに対して私が反論したらですよ、そのSNS上で言い合いになるわけですよ。

そうしたことはやはり、和光市議会として市議会の質を、品位を落とすことになると思います。ですから、自分の考えで決めつけるようなやり方を、名指しで他の議員を中傷するということはいかなのかなかと思っています。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 職員のSNSの扱いと、我々議員のSNSの扱いは全く性質が異なるもので、今の委員長の発言は個人の御意見として私は承りましたけれども、私がSNSを使うことに対して、それが品位に欠けると言われる筋合いは全くありませんので、そこだけははっきりと申し上げておきます。

○待鳥美光委員長 遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 皆さんからいろいろと御意見をいただいている中で、委員長も議運の進行上、いろいろと精査した上でやっていただいたと思うのです。

実際の事務的な部分については、やはり事務局で責任を持ってやらなければいけないと感じておきまして、今、「・・・」になっている部分については、関係がある方にもう一度見ていただいて、どのように処理をしたらよいか、相談させていただきながら考えていきたいと思えます。

また、「・・・」という形で記載される場合についても注釈を入れるように、今回についてはやっていきたいと思っていますがよろしいでしょうか。

○待鳥美光委員長 小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 事務局のほうで、このような状況になったから、全くないことかということもあって、提案していただいたと思うのですね。やはり「・・・」になった発言の量の多さ、それから本来であれば御本人たちにはこういうことだからという説明をしていただきたかったですし、こういうことになったという報告もないということで、いきなり公開をされて、自分の発言が消えていて市民から問合せが来るのは、本当にどんな思いだったかなという気がします。

皆さんも自分のことだったらと思って考えていただきたいのですが、ここで発言することはよくよく考えて、自分の考えで責任を持って発言しているわけですので、もちろん精査に関して一任させていただいていますけれども、やはりこれだけのことをするのであれば、きちんと本人に確認をし、それから行うというのが正常な手続だったと思います。なぜここを焦ってしまったのかなというのが非常に疑問であります。

ほんの少しのことでも、さっき松永議員も言いましたけれど、確認が入る、取消しだったからという話でしたが、取消しの状況ではないのですけれども、市民の皆さんから見ると、取消しになってしまっているのですね。ですので、自分の知らないうちにそういったやり方になっ



てしまうことはあってはならなかったと思うので、この判断をしてやったということについては、今一度お考えをいただいて、責任ある立場の皆さん方ですので、それなりの責任を持ってこれからやっていただけたらと思っています。

○待鳥美光委員長 齊藤議長。

○齊藤克己議長 先ほど来お話がありましたけれども、事務局と委員長とで調整をしながら行ってきた作業でして、その点では事務局も段取りについては十全ではなかったと話しているわけですが、立ち返って、今提案させていただくような形で、一度本人に確認していただく。それで了承を得た上で、プライバシーに配慮し、ここを伏せているということを明記させていただくということで、段取りとしては一度出してしまったものですから、市民の皆さんに説明する責任があることは重々わかっていますし、申し訳ないと思っていますけれども、その点で配慮していただければと思っています。

○待鳥美光委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 先ほど委員長から説明がありましたが、今回の件に関しては、議会運営委員会というのは公開でやっている会議であって、記録も正式なものだと感じております。

その中で今回の記録は、誰が、市民が見ても、取消しをしたと見られていますが、今回の件に関して、私は一切取消しをしていない。

ただ、プライバシーに関することについては、以前もそういうことに関しては委員長のほうから確認があって取消しをしていますので、今回の件に関してもきちんと、どの部分がプライバシーで黒塗りをするとか、正式な記録であればあるからこそ、きちんと出すべきなのかと思っています。

やはり議会運営委員会の委員長という権限がかなり大きいというのも今回感じましたし、そのさじ加減で市民の方がどう見てもおかしいと思うものは、きちんと議会として対処していかなければいけないかと思っています。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午後 4時51分 休憩）

再開します。（午後 4時58分 再開）

齊藤議長。

○齊藤克己議長 皆さんそれぞれの思いで発言していただいた部分について協議していただいたことについては尊重するところでございます。

ただ、今回はプライバシーに配慮しなければいけないということで、先ほどお話しさせていただいたような形で、発言者にはもう一度確認をさせていただく。そしてまた、プライバシーに配慮したということで、削除の形式ではなく違う形式で表記をさせていただき、プライバシーに配慮してこのような形になっていますということを明記させていただいて、公表する記録として残させていただければと思います。よろしければこちらで進めさせていただければと思います。

○待鳥美光委員長 それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

以上で、本日の案件は全て終了しました。

本日の記録及び公開資料等については委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午後 4時59分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光